

平成30年 9月12日から
平成30年 9月12日まで

標 茶 町 議 会
議案第62号・議案第63号・議案第64号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会記録目次

第1号(9月12日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第62号 平成30年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第63号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	5
議案第64号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	5
総括質疑	
鈴木裕美君	18
平川昌昭君	23
渡邊定之君	29
本多耕平君	33
閉会の宣告	38

議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成30年9月12日（水曜日） 午前11時00分 開会

付議事件

議案第62号 平成30年度標茶町一般会計補正予算

議案第63号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第64号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長	熊谷善行君	副委員長	櫻井一隆君
委員	後藤勲君	委員	深見迪君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	川村多美男君	〃	渡邊定之君
〃	鈴木裕美君	〃	平川昌昭君
〃	本多耕平君	〃	菊地誠道君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 館田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	服部重典君
管理課長	相原一久君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
観光商工課長	多津美悟君
育成牧場長	常陸勝敏君

水道課長	平間正通君
建設課長	狩野克則君
病院事務長	齊藤正行君
やすらぎ園長	中村義人君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	相撲浩信君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長の委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたしたいと思っております。

休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長には熊谷委員を推選いたしますので、よろしくお取り計ら

いを願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、委員長に熊谷委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には熊谷委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

（委員長 熊谷善行君委員長席に着く）

○委員長（熊谷善行君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（熊谷善行君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○委員長（熊谷善行君） ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長には櫻井委員を推選いたしますので、よろしくお取り計らいを願います。

○委員長（熊谷善行君） ただいま菊地委員から、副委員長に櫻井委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(熊谷善行君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には櫻井委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

- 委員長(熊谷善行君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第62号ないし議案第64号

- 委員長(熊谷善行君) 委員会に付託を受けました議案第62号、議案第63号、議案第64号を一括議題といたします。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題3案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第62号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第62号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

渡邊委員。

- 委員(渡邊定之君) 先ほどの議案で、町民の皆さんに表彰者の紹介がございましたけれども、これは成人年齢の変更によって変わるということはあるのですか。

(何事か言う声あり)

- 委員(渡邊定之君) いや、報償費……、だめだったら、はい、済みません。

- 委員長(熊谷善行君) ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

- 委員(平川昌昭君) 財産管理費の工事請負費、補修工事で、駒ヶ丘荘の浴室について説明がございましたけれども、駒ヶ丘荘の浴室の改修というのですか、リニューアルというのですか、これについて予算をどのぐらい見られているのですか。

同時に、これ駒ヶ丘荘の浴室というのは温泉を引いていると思うのですが、その場合の

温泉施設に対する配慮というのですか、これをどういう手段でやられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 私のほうから先に、先ほど議案第62号の提案趣旨説明の中で、一部説明に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思うのですが、私の説明の中で町有施設整備基金による補修工事で駒ヶ丘荘浴室内改修工事ほか3件でと申しましたが、駒ヶ丘荘については、既に事案が発生していて急遽補修が必要となったことから、既に工事は今現在行っております。このため、当初で予定していた工事がそれによってできなくなるという部分から、その部分の手当と追加工事分として、今回、補正要求したということでの1,100万円の追加ということになっておりますので、私の説明のほうを先に訂正させていただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） もう一回お聞きしますが、既にもう工事施工中ということで、その補修に当たっての予算をつけたということで理解してよろしいですか。既にもう完成に間近いということなのかな、この浴室改修については、そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 当初のこの基金工事費がございませけれども、この駒ヶ丘荘の改修工事については、当初、基金工事の予定にはなかったものでございませ。住民が入居しているということもあり、浴室ということもありますので、これは緊急を要するという判断から、この基金工事の部分を使用して、今現在、工事を実施しているというわけなのですけれども、一応実施中ということはもう既に契約は終わっていますので、予算執行を終えているということになりますので、この部分を基金工事で今取りかかっておりますので、当初予定していたほかの施設の改修工事が、この部分でできなくなる部分もございませことから、それに手当てをする補正と追加工事分の補正を行ったということでございませ。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 大体のところは理解しておりますけれども、では、その他の補修工事の内容というのは、どういう工事の内容でおられますか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

今回追加いたします工事請負費の工事内容ですが、役場裏手にあります旧法務局の2階が住宅部分になっておりまして、そこが今現在、雨漏りをしております。それで、屋上防

水から置き屋根、木の屋根をかけるという工事を予定しておりまして、その工事で250万円、それと、開発センターの消防機器の改修ということで、放送設備が今、一部異常を来しておりまして館内放送が、非常放送が使えない状態でありますので、その機器の改修ということで350万円、そのほか、先ほど企画財政課長が言いました駒ヶ丘荘の改修工事で490万円程度使っておりますので、合わせた1,100万円が今回の補正の内容となっております。

○委員長（熊谷善行君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 関連で、ただいまの駒ヶ丘荘の浴槽の件ですけれども、今490万円ぐらいというお話でしたけれども、男子用、女子用があるわけですから、両方ですか。それとも、この490万円というのは、今までは温泉で浴槽になっていましたけれども、今度はどのような風呂の改修をなさったのでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） 駒ヶ丘荘の改修内容でございますが、2本の工事で発注しております。1本は建築工事としまして、浴室内の改修ということで、浴槽部分のタイル、それから出入り口のドア等の改修を男女それぞれやっております。もう一本は、レジオネラ菌の発生がございましたので、温泉用の滅菌装置を取りつけるという工事で、設備工事として発注しております。合わせた工事費が490万円という形になっております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 14ページに林業費で林業振興費、これは21ページに内訳がございます。それで、ちょっとお聞きしたかったのは、ヒグマフォーラム、これは多分、毎年度

どこかで開催されて、今回は40万円ということで、助成金の内容というのはどのようになっているのかと、今年度の予定地、そういう参加について等々あると思いますが、その辺について内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

予算の内訳ということですが、まず、講師を呼んで講演をいただくということになっておりますので、講師の方の宿泊費、旅費等が10万円ほどになっております。あと、管内、厚岸、白糠から一応コメンテーターということで依頼をしております、その方の旅費につきまして3万円程度、あと北大の学生のバイトを5名ほど予定しております、そのバイト代ということで8万円ほど、あとは、ただいま言った学生の宿泊費も含まれております、それが15万円ほどになっております。

開催場所につきましては標茶町のういずといたしまして、あと、一昨年と昨年ですか、事故がありました現地に赴いて、そこで一応情報交換等をするということになっております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今年度は本町での開催ということで、いろいろ参集範囲も広く呼びかけてはおと思うのですが、これは毎年度、北海道あちこちで開かれている中では、過去においては参加担当課としては呼びかけにどういふ対応で臨んでいたのですか。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

昨年度、登別のほうで開催されているのですが、そちらについては私どものほうでは欠席をさせていただいたということで、過去の出席状況につきましては、ちょっと出席をしていたということは聞いておりません。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） これヒグマフォーラムですから、今いろいろなことで社会問題にもなりつつあるような対策の中で毎年開かれていると思うのですね。ですから、これは実行委員会方式で開かれているのか、町が主催なのか、そういったことがどうもよくここでは読み取れないのですが、初めて取り組むということで、これは大いに、多分猟友会との関係もございましょう、そういった面でのこういう大会の主催として、町がやるのか、もしくは何かしらの実行委員会か何かがあるのか、そういったことをきちとなさっているのか、その辺ちょっと説明を聞かせてください。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

会の主催につきましては、ヒグマの会というのがございまして、そこが主催となっております。町においては一応協賛という形で、ヒグマの会より共催の依頼がありまして、町として内容を精査したところ、共催に向けて、共催事業として認めるということで回答をいただいております。

○委員長（熊谷善行君） よろしいですか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） いろいろ興味を持ってだんだん聞きたくなるのですが、このヒグマの会というのは、全道の中でどの程度町村、もしくは市が参加されているのかとか、今後、私がお聞きしたいのは、こういうヒグマフォーラムを住民の方を巻き込んでいろいろやるということは大賛成です、大賛成。ところが、ヒグマの会という何かもうちょっと大きく広げた場合に、どの程度の組織体制なのかなということを知りたかったのですよ。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） ヒグマの会の中身につきましては、1979年にヒグマを取り巻く自然環境や社会に関心を持つ道民あるいは研究者、農業者、狩猟者などの幅広い層によって創設されたというふうに伺っております。会員につきましては、ちょっと今詳しくは人数は把握しておりませんが、そういう研究者から農業者、狩猟者までの幅広い人で構成されている会というふうに伺っております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） もう一点だけ。この会そのものの趣旨、目的ということについては理解いたしますが、例えば、今後、うちの町に対する考え方として、こういったこともやっぱり取り組む意味で、例えばこれ毎年どこかの北海道、ヒグマですからやられると思うのですよ、フォーラムはね。そういった担当としても積極的にやられて、住民にそれを知らしめる、そして大いに認識を持ってもらう、そういう観点から、いま一度きちっとした資料を持たれてやるべきではないかと思うのですが、今後のことを含めて、もう少し具体的に教えていただきたいと思うのですが。

○委員長（熊谷善行君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考え方について私のほうからちょっと申し上げたいと思いますけれども、ご案内のように、一応ヒグマの関係の事故が非常に相次ぎまして、そのときに、全道の第一人者という方をお呼びして研修会を開きまして、皆さんご案内のように、ヒグマと人間との関係が少しずつ変わってきておりまして、いろんなところで事故が多発していると。そういった意味で、改めてもう一回ヒグマとの共生についていろいろな

情報交換の場を設けたほうがいいのではないのかなという趣旨で、最初はヒグマのいろんな形の情報等について、私のほうでちょっと道総研のほうに伺いまして、北海道大学も含めてお話しして、そのときにこういったお話がありまして、私どもとしては、標茶町はちよつと事故がありましたこともあって、これからの事故を防ぐ、また、ヒグマとの共生、これからどういう距離感でいくのがいいのか等々を関係者の皆さんと情報共有したいというところでお話をしたところ、向こうのほうから、交流会、研修会ということをやっているのを、標茶さんでどうでしょうかというお話がありましたので、引き受けることとしたわけでありまして。

ヒグマに関しましては、本当に年々やっぱり被害が拡充しているということで、全道的に大きな問題になっております。だから、これから先にこういった問題が発生するのか等々を含めて、管内、標茶で開催することによって、これは全道的に多分参加される方がいらっしゃると思いますので、そういった意味で、この機会を利用して、本町のこれからのヒグマとの付き合い方ということの一助になればということで開催をしたいということですので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 平川委員の関連ですが、この事業に対しての対象者、例えば先ほど平川委員が申上げた猟友会関係者なのか、もしくは全町民も巻き込んでこの事業の開催なのか伺っておきたいなというふうに思います。きのうも北片のほうで目撃情報があったということも言われておりましたから、その辺、対象者はどのようになっていますか。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

対象者は、広く町民に募って募集したいというふうに思います。一応、今後ポスター、チラシ等も配布して皆さんにお知らせしたいなというふうに思っています。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 19ページの農業振興費で、補助金返還金で新規就農者支援事業の25万円の返還というのは、どういうことなのでしょう。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

これにつきましては、5年ほど前なのですが、新規就農をされた方が農業次世代人材投資事業というのを使って補助金を今現在受けている状態なのですが、この補助金を受けるためには、町に青年等就農計画をまず上げて、町から認定されて認定新規就農者にならなければ、一応この次世代投資事業の経営開始型の補助金は受け取れないということになっております。それが要件になっております。

この方につきましては、平成30年3月に、現在、農場リース事業で施設等を公社から借り受けておまして、それをこし買い取る年になっておりますので、その買い取る資金をL資金を使って借りようということになっておまして、このL資金を借りるためには、農業経営改善計画を町のほうに提出して認定農業者にならなければならないというふうになっております。

先ほど言いましたが、この経営開始型の事業につきましては認定新規就農者であることが条件ですので、認定農業者になった場合については、認定新規就農者ではなくなるということで補助金返還の対象になるということになっております。平成30年3月31日付でこの認定農業者になっておりますので、本来受け取っていた期間、11月から4月までの分75万円ほどなのですが、受け取っておまして、それを月割りしまして2カ月分を返還ということで、25万円の返還をするということになっております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 先ほど来より、ヒグマフォーラムのことで、いろいろ委員が何点か質問されておりました。その中で私もちよっと何点かまたお聞きをしたいのですが、本町として、このヒグマフォーラムあるいはヒグマの会という会は、どのように捉えられているのか。

先ほど町長のお答えの中でもお話しされておりましたように、ヒグマがいろいろと本町においても事故あるいはまた出没が多いと。そんな中で、ヒグマとの付き合い方の一助になればということでこのフォーラムをしたいのだということでもありますけれども、基本姿勢として、本町でこのヒグマ、今これだけ多発しているヒグマの出没あるいは事故のことも考えますと、ヒグマと共存を考えるのか、それともヒグマを最悪の事態には捕獲しなければならないと捉えているのか、そんなことも含めまして、まず第1点にお伺いしたいのは、ヒグマの会に対する本町のその会自身に対する考え方と同時に、フォーラムの目的をきちっとやっぱりもう少し明確にしていきたい。

私たち、ここに支部長いらっしゃいますけれども、実は支部長に、このヒグマフォーラム何でしょうかと言ったら、いや、よくわからないぞと。また、同僚議員からも私のとこ

ろに電話がありまして、ヒグマフォーラム何だと、わからない。猟友会も全くこれについてはわからないということで、先ほどの農林課長の答弁でも何かちぐはぐで、はっきり言って本町が主催をしたいという気持ちに大きくなっているのか、あるいはまた、ヒグマの会のほうから標茶でやってくださいよということは、ヒグマの会がどのような姿勢でもってこのヒグマフォーラムというのに臨んでいるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから。この一番最初のきっかけは、本多委員からのヒグマについての質問を受けて、私どものほうでヒグマの情報が非常に少ないということで、その前段に、何年前でしたか、ちょっと私、記憶が定かでないのですけれども、事故が起こったときにヒグマの一応エキスパートとして呼び出した先生のところ、再度伺ったと。そのときに、ヒグマのエキスパートの方たちが参加されているヒグマの会というものがある、ヒグマのフォーラムというのを毎年やっていますよというお話を伺いました。

それで、いろんな情報をお聞きした中で本町としても、先ほど言いましたけれども、やはりヒグマとのつき合い方、あと、駆除するのかどうかということに関して言うと、やはりそれはいわゆる生活、人間に危険が及ぶ場合は、これはいたし方ない、駆除せざるを得ないというぐあいに、これは本来の考えだと思いますけれども、やはりできればお互いに、ヒグマとのつき合い方をきちっと人間サイドで理解した上で事故がないようにというのが本来の考え方だと私は思います。そういった意味で、ヒグマのエキスパートの方たちに来ていただいて、あれ以降も道内各地でいろんな事例等も散見をされておりますので、そういったことも踏まえて、町民、それから管内の人たちを対象に、ヒグマの実態といいますか、そういうことに対する情報ということで。

猟友会のほうにということとはちょっと私、担当のほうからどういうというのはまだ伺っておりませんが、趣旨としては先ほど言いましたように、当然、全町民対象でありますので、猟友会、それから森林事業者等々については、まず一番最初に相談をしなければいけないというぐあいに私は考えておりますけれども、それがどういった形になっていくのかについては、ちょっと担当のほうから答えさせてください。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

猟友会には、会にご説明はまだいたしておりませんが、とりあえず内々に支部長のほうにお話を一度通しております。今後、会員の皆様にはこのヒグマフォーラムについては周知して、できればフォーラムに参加していただきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） よろしいですか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） ここは逐条のあれですから申し上げないですが、総括のほうに回させていただきますと思います。ごめんなさい、できませんか。

（何事か言う声あり）

○委員（本多耕平君） いいでしょう。総括で、ではお伺いいたします。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 2目15節工事請負費、8,000万円計上されております。詳しく中身をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 8款15節の工事請負費の内容ということでお答えいたします。

これにつきましては、補修工事費ということで、当初要求しておりました地域要望などに応えるための舗装補修、また、新たに必要になりました道路にかかわる補修、その実施するための不足額、これを路線を積み上げてまして計上しております。

中身につきましては、舗装補修としましては、継続で行っております西熊牛北幹線、沼幌川沿線、また、新たに要望されました阿歴内1号幹線、こちらなどを含めまして、舗装関係では11件。また、新規で、8月少しまとまった雨が降りましたので、そのときに壊れましたのり面補修、これにつきましては、上御卒別幹線ほか6件の補修。また、その他としまして、開運8号線、これは市街地なのですけれども、この新規で要望を受けております路盤と舗装の補修ほか5件の道路補修工事。合わせまして、合計で22件の工事を発注する予定でございます。

○委員長（熊谷善行君） よろしいですか。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 今、町道補修が主なものだというふうに私は理解しておりますけれども、継続というか、当初予算していたよりも、新規が途中でふえた分については、この8,000万円のどのぐらいの件数になりますか、その点をお聞きして終わりにします。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 合計22件の中で、継続が8件、新規は14件でございます。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 消防費の1項1目で、消防費の中で一部事務組合負担金というのは、義務費としては理解しておりますが、地方債で1,570万円、この中にあります。これ、歳入のほうで消防債とか地方債補正が出てきますが、ここでお聞きしたいのは、歳入のほうでは耐震性水槽とうたっておりますが、この歳出に当たって、この1,570万円の貯水槽の内容について、もう少しこの場で歳出でお聞きしたいのですが、議長、よろしいですか。いいですか。

○委員長（熊谷善行君） はい。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

防火貯水槽の部分なのですが……

（「防火でなくて耐水性」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） の貯水槽でしょう。

○総務課長（牛崎康人君） はい、1,570万円の記載の関係でありますけれども、耐震性の貯水槽を新設する工事を予定してございまして、その分で2,500万円ほどの事業費を見込んでおります。それに対する負担金ということで予算計上しておりますが、補助残の町負担分について1,570万円、起債をもって措置をするという内容でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今回、耐水性の貯水槽の……

（「耐震」の声あり）

○委員（平川昌昭君） 2,500万円ほどの工事を見込んでいる中での、歳入の見込みがあると。今回、耐水性の貯水槽は私、これは本町で初めて取り組む貯水槽でないかな、防火槽とかそういうのは数カ所ございますね。貯水槽の取り組み、事業費というのは今年度載っておりますが、これタイミング的に非常にいい設置費でないかなと、今後を考えまして。ただ、これに当たって……。数カ所ございましたかね、貯水槽ですよ、貯水槽。

○委員長（熊谷善行君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時42分

○委員長（熊谷善行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） これまで防火水槽の設置したところですが、私の記憶で説明させていただきますけれども、開運の前の軌道事務所のところに1カ所、それと磯分内の公住のところに1カ所、塘路の学校のところに1カ所、それから開発センターの横に1カ所だと記憶しております。容量については、60トンのFRPのタンクです。

ことしについては、中学校の横と、虹別のプールの横ですか、水道課のほうに消防のほうから工事を依頼されていますので、箇所数だとか、その辺だけちょっと説明させていただきます。

○委員長（熊谷善行君） よろしいですか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 耐震性の貯水槽、防火槽とちょっと違う。防火槽は、いわゆる防火体制について、目的はそうであると。貯水槽というのは飲料水等々に使用される目的ではないかと、こう解釈しているのですが、その違いというのは。今説明があったのは、開運、磯分内、容量60トンと。この防火とか貯水の振り分けをきちっとしないと、聞き方がありますので、耐震性の貯水槽については、どのような容量で進められていくのかとか、発注されているのであればその内容等をお聞きしたかったのですよ。

○委員長（熊谷善行君） 意味わかりましたか。貯水と防火の違い。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

今の部分で言いますと、防火の貯水槽です。その貯水槽に対して、上水道が引き込まれていない部分と引き込んでいる部分がありますけれども、基本的には防火のほうを考えている貯水槽です。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） わかりました。つまり、兼用すると。貯水槽としても使用できる、防火槽としても使用できるような仕組みの水槽であると。それが60トンですか。両方兼務できるというような仕組みの今回の措置であるということで、解釈はよろしいですか。

つまり、ここで歳入のほうで聞こうと思ったのは、耐震性貯水槽という、これは2つあるのですよ、実は。地方自治体のほうで耐水性の貯水槽、耐震性の防火槽と。今、耐震性

という装置が随分出ていますね。そういうのが2つあるので、お聞きしたのは、ここで言うのは、耐震性の貯水槽ということの目的でやるのかとお聞きしたので、それは兼務するという事ならちょっと聞き方が違うのですが、その辺は間違いないですか。

○委員長（熊谷善行君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 飲用ではありません。先ほど水がつながっているというのは、タンクの中に補給する部分での水がつながっているという意味です。ついていない部分については、消防のタンク車で中に入れるということです。飲用ではありません。

○委員長（熊谷善行君） 防火ということですね。

○水道課長（平間正通君） 防火です。

○委員長（熊谷善行君） よろしいですか。

（何事か言う声あり）

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 兼務される、いわゆる防火水槽。

○委員長（熊谷善行君） 兼務すると言っていないですよ、防火水槽と言っているのですよ。

○委員（平川昌昭君） 防火水槽として、では貯水槽ではなくて防火水槽であると。こういうことなのですか。

○委員長（熊谷善行君） 水道課長、再確認。

○水道課長（平間正通君） 飲用ではありません。防火水槽です。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） であれば、ちょっとここは間違いやすい、貯水槽と書いているから。耐震性貯水槽ですよ。これ随分違うのですよ。いやいや、課長、首をかしげて。課長、説明してください。貯水槽、防火と全然意味が違う。貯水槽であるとすれば、またちょっと聞き方があるのですよ。あくまでも防火として使うのだと。そのことはきちっとすみ分けて説明されないと、やっぱり町民の方は、私どものほうに来て貯水槽ですよと言うわけにはいかない。2,500万円の貯水槽が、貯水槽はいざとなったときに飲料水としてできますよということではないのだと、あくまでも防火のために今回やるのだよということで、その辺の説明ですね。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

一部事務組合のほうで決定して、議会を経てこの文言で提案を受けたものでありまして、私どものほうとしては、そのまま提案するのが最上かということで、こういうふう to 上げ

させてもらいました。説明の際に、所管であります総務課長のほうから、防火水槽なのか、あるいは飲用に兼用できるのか、そこまで説明できなかつたのは大変申しわけなかつたのですけれども、予算のつくり方としては、あくまでも一部事務組合のほうから説明を受けた内容であるのが最上だという判断でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また、今後、同様のケースについては、きちんと説明できるように一部事務組合のほうから事前に十分聞き取りをして対処したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 後ほどちょっと総括でもうちょっと詳しくお聞きした方がいいかと思ひますが、課長の説明で、消防議会で議決されたもの、それをこちらのほうで判断されて説明すると。起債を起こすのは本町ですよ、これ。本町で起こすわけですから、そういうときの、きちっと地方債の起こし方とか、そういう目的はこうだとかと言わないと、消防の議会でこうであるとか、消防行政のほうでこうであるというお任せではなくて、そういったことを説明しないと、なかなかわかりにくいのではないかと。先ほどちょっと訂正もされましたが、もう少し後でお聞きいたします。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 再度申し上げます。

消防のほうから、防火水槽ということで説明を受けておりました、私のほうとしては、あくまでも防火用の水槽という、そういう理解でおります。起債の内容についても、その趣旨に沿った形でしているという意識でおりましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から20款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、以上で議案第62号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第63号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、歳入歳出予算、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、以上で議案第63号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第64号、介護保険事業特別会計補正予算、保険事業勘定歳入歳出予算、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、議案第64号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で、議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○委員長(熊谷善行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題3案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員(鈴木裕美君)(発言席) ご質問申し上げますが、マスコミ等々で、ハラスメントについていろいろとにぎわっておりますが、最近はスポーツ関係でパワハラということが非常に報道されておまして、もしかして本庁舎にもパワハラ等があったらどうなのだ

ろうという思いがありました。特に、上司との上下関係等々でメンタルが壊れていくというようなことも伺っておりますが、パワハラ状況について、どのように理解をしながら、突然の質問なのですが、調査をしたことがあるのか、もしくは、してはというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員から、パワハラに限ってのお話だったのですけれども、総務課として、人材確保の面で、例えば新規採用職員を広く募集するとき、こういうことにきちんと対策がとられているかということ、最近の若者は気にするのではないのかなということをおもっていました。

それから、現在いる職員に健康な状態で最大のパフォーマンスを発揮してもらうためには、パワハラに限らずハラスメントと言われるものが存在してはいけない、それは未然に防ぐ必要があるという、そういう考えを持っておりまして、実は8月8日付で既に制定、公布は済んでいるのですけれども、「職員のハラスメントの防止等に関する要綱」というものを定めております。まだちょっといろいろ事情がありまして全職員に周知という形はとっておりませんが、決裁を終えて、公布の手続きは終えております。その中で位置づけとして、未然に防ぐために調査あるいは研修等を行うというような考え方をしております。実際の運用の中で、委員が今ご指摘の調査等について、必要があればというふうに思っているところであります。

繰り返しになりますけれども、ハラスメントは職場に存在してはいけないものだ、それから、どんなものがハラスメントに該当するのか、そういうことをきちんと認識して、皆で共有して、それはハラスメントではないのかということ、もし存在したときに、そういうことが言い合えるような環境をつくるためにという、そういうようなことも思って要綱を定めているという現状にあります。

調査については、今まで実施したことはございません。

以上です。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 受けとめ方でハラスメントというのは、ご本人がこうだと思えば、パワハラにしても何ハラにしてもということで、いろいろな面でのハラスメントということで、ご本人の受けとめ方だというふうに理解をしておりますが、職場内でのLANとかかでもって、そういう情報を共有し合うためにも、LANで流すとかそういう手法も、やっぱり職員同士の共有理解のもとということでは必要ではないかというふうに思うものです。

から、調査まではいかないにしても、そういう職員間において、全ての職場の職員間において情報を共有し合うという、そういう手だてというのは必要ではないかというふうに思うのですね。

実は、昨年、正直言って、臨職さんから相談を受けたことがありました。これは、担当課長にも申し上げておりませんが、聞いてみたら非常に、完全にパワハラと言える言葉で、すごい心を痛めた方がおりましたけれども、臨職さんで退職もされておりますけれども、そういう実態があったのです。

そういうことも含めると、やっぱりパワハラについて、お互いが理解をし合うという情報交換なり研修会の中で働きかけをしていただきたいというふうに思いますが、もう一度いかがですか。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど要綱を定めたというふうにお答えさせていただきましたが、要綱を含めて指針というものをつくっております。いわゆるガイドブック的なものなのですけれども、これについては、近々、グループウェア上で公開をして共有をしたいというふうに考えております。

委員ご指摘のとおり、ハラスメントについては、する側の意識、される側の意識、それぞれギャップがあって問題化していくのかなというふうに思いますので、それらを埋めなければいけないのかなというふうに思います。また、一昔前であれば、指導の中できつい言葉を言ったりするというのは、世の中として認められていた部分があったのではないかと、いうふうに振り返るのですけれども、最近はハラスメントという言葉が定着してしまっていて、どこまで言ったらいいのかというのは、指導すればいいのかというのは、実は、職場にはすごく難しい問題として、今、クローズアップされております。この要綱あるいはガイドブックを庁内の組織であります職員の安全衛生委員会に諮ったときも、委員の複数の方からは、この規定にのっとったときに果たして職場の中できちんと職員を育てることがうまくいくのだろうかという不安の声も聞かれました。ですので、ハラスメントはあってはならないということは大前提なのですけれども、健全な職場を保っていく、あるいは町民に対して最大限の能力を発揮するという部分で、その両立が図られるような運営をしていかなければいけないということも考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 次、公文書の管理について伺いたいというふうに思いますが、

マスコミ報道等でも、財務省の決裁文書改ざんなど一連の不祥事というのを受けて、公文書の改ざんや隠蔽の再発防止策を決めたというふうに新聞報道で承知しました。本町の公文書管理について、心配する声も正直言って聞かされました。そういう意味からしますと、適正な文書管理を確保するために、実施責任者としての文書管理者を配置しているのかどうか、各課においてそういう責任者がいるのかどうか、まず伺っておきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

文書に関しましては、標茶町文書編集保存規程というものがあまして、それに基づいて行っているところであります。その中では、文書主管課として総務課が定められておりまして、文書を作成、運用、保存する各担当課については、主務課という位置づけになっております。そういうことで、組織の位置づけはされているのですが、その中での責任者というのは、この規程の中では明記しておりません。通常の形であります主務課の代表は課長でありますし、文書主管課の代表は総務課長という、そういう理解でおります。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 今は、時代とともにパソコン、さらには処理が全部データ化されておまして、自分はデータ化することができないのですが、あり得ないことだと思うのですけれども、そのデータを改ざんするということも、ひょっとしたら考えられるのではないかなという心配をしておりますが、総務課が担当だということですが、それは全てのデータ管理というのを総務課でしているのですか。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

文書の作成に当たっては、もともとその責任というのは担当者にあるものだというふうに思います。担当者ごとにつくられた業務ごとのつづり等がありまして、それらを総括して保存するのがそれぞれの主務課になると思います。主務課から上がってきている文書を、最終的な保存をした上で、保存年限が過ぎたものの処分等については、文書主管課のチェックを受けた上で廃棄等の処置を行うという、そういう流れになっているところであります。

文書改ざん等の存在についてのご指摘がありました。国でも同じだったのですけれども、そもそも公務の組織において、それは絶対許されない、あり得ない話だということで考えておまして、標茶町においては存在しないという前提に立っております。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） あってはならないことですから、改ざんというものは存在しないと、私もそのような認識でおります。しかし、町民の皆さんと申しますか、心配をされている方々も申しますし、例えば、標茶町の歴史を語る町史なんかも、データとして保存されているのではないかというふうに思うのですが、これは一例です、そういうものが万が一誰かの手によってそういうことが行われるということも、課長がそういうことは存在しないというふうに思っていると私も思いたいですが、万が一そういう場合があったとき、やっぱり自分はデータ、パソコンがよくわからないのですが、文書として残すといえますか、書面で残すといえますか、そういうことも必要、全ての公文書を書面で残すということは今の時代にはそぐわないというふうに理解するのですが、一番大事な町史にかかわってであれば、改ざんは絶対許されないというふうに、誤りが発見されたときというのはもちろん訂正になるのでしょうけれども、それとは別に、改ざんという意識をしながらという状況になったときには、あってはならないことだというふうに思うのですけれども、そういうときのための防止策というのは、どのようにされているのか伺っておきたいというふうに思うのです。いかがでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、先ほど申し上げました文書編集保存規程の中では、あくまでも紙ベースによる保存というふうになっております。それから、本町においては電子的決裁が採用されておられませんので、国であったような決裁の過程を改ざんするというようなことは起こり得ないと。委員がご指摘のような、万が一あったときというのは、決裁文書そのものを書きかえてしまうとか、そういうことになってくるのですが、それは明らかに犯罪的な行為であるということで、まずご理解いただきたいと思えます。

それから、事例として挙げた町史の部分なのですが、町史編さん室は、その性質上いろんな歴史的なものを含めて資料の収集をしております。文書であったりあるいは写真であったり図面であったり、いろいろなものがあるのですが、文書の形で、紙ベースで収集したものについては、できる限りその紙ベースの状態で保存をするということを心がけております。ただ、例えば利用頻度の高い写真ですとか、あるいは経年劣化によってぼろぼろになりつつある紙などについては、スキャニングをして電子的な形で残したりとか、コピーしたものを複製として残したりしておりますけれども、今言ったように原本を複製するという形ですので、意図的なものがない限りは、その過程では改ざんのしようがないということでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 総括質疑に当たりまして、2点ほど伺いたいと思いません。

先ほど介護保険の事業補正予算の中でちょっと聞き漏らしましたので、改めてお聞きいたしますが、一般管理費で今回、スプリンクラーの設置ということで補助金が出ておりますが、このスプリンクラーの設置というのは、民間サイドとか、いろいろ公共施設等ではかなり進んでいる状況だと思えますが、この補助金の対応というのは、例えば、今回は交付金そのものが対象ということになっておりますが、全体のスプリンクラーに、建築基準法等々ございましょうが、全体の工事費、設置費の中で、どの程度の補助率があるのかということ、どういうふうになっているのかという点と、これは道、国の補助対象というのはどのような基準になっているか、まず、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

国が定めています高齢者施設における消火設備に関する交付金についてはですが、一定の基準をもちまして市町村が国からの補助金を受けて、それを民間事業所のほうに交付するというような形の形態でございまして、この基準につきましては、1平米当たりの補助単価が決まっております。改修の床面積に対してこの1平米当たりの単価を掛けたものが補助額となります。今回の部分につきましては、1施設につきまして347万2,500円ということの補助額となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） これ、例えば、先ほど聞いてまた再び聞きますが、補助率のパーセンテージというのは、例えば総工事費の何%ですかということをお聞きしたかったですよ。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 申しわけございません。総工事費につきましては、数字等を把握しておりませんが、補助対象面積につきましては375平米ということで、基本、補助率につきましては、100分の100の国費事業費でございまして、国が決めた単価を掛けた部分につきまして、そのまま国から受けた額を事業所のほうに町として補助として出すということでございます。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今回は、補助金、たまたまグループホーム等ということでございますが、等ということは、グループホームのほかに民間施設等々、例えば小規模マンショ

ンですとか、またはアパート的な仕組みであるとか、そういったことの申請についても受け付けておりますか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

国が定めているこの補助メニューでございますけれども、基本的には既存の小規模福祉施設におけるスプリンクラー、それから認知症高齢者グループホームにおける改修に伴う設置等の2点でございます、それ以外の部分については定められていないというふうに考えております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今後、町のいわゆるこういった高齢者等に対する補助のあり方とございますか、これはグループホームということになっておりますけれども、今後の対応的なものとして、町の一般論としての考え方というのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

この補助メニューにつきましては、過去にも実施された補助メニューでございます、既に2施設ございますけれども、その認知症高齢者グループホームにつきましては、その2施設については既に設置を終えているところでございまして、今回、残った1事業所に対しての補助メニューでございます。これを実施することで、スプリンクラーに係る設備については、当町内にある事業所についてはなくなるというふうに踏んでおりますが、これから新しい事業所等が開かれた場合には、これから新規で建つ事業所につきましては、もう既に消防法の基準をクリアしているものと判断しますので、これ以降の部分についてはないというふうに判断しております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） それでは、2点目につきまして、先ほど内容審議でかなり認識を新たにしたところですが、財源について、何回か説明した中で、改めて財源はこうである、起債はこうであるということ、改めてここで説明をいただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えします。予算を所管しておりますものですから、私のほうからご説明をいたしたいと思います。

先ほど、議案第62号の一般会計補正予算の中の歳入、8ページになりますが、5目消防債、1節消防施設債、耐震性貯水槽設置債ということで1,570万円追加補正をしております。

す。

これにつきましては、先ほど来のお話の中でありましたが、消防のほうで設置する防火水槽の設置に対する起債でございます。消防のほうは耐震性貯水槽新設工事という事業を起こしているわけなのですが、これらについて、消防のほうの補助メニューが消防防災施設整備補助金というのがございまして、そのメニューの中に耐震性貯水槽というのがございまして、これは要するに防火水槽なのですが、この防火水槽を整備する際の補助金の名称が耐震性貯水槽補助金ということになっていきますので、消防のほうでこういう耐震性貯水槽という言葉を使った部分であると考えております。

私どものほうは、これらに対応する過疎債として、消防施設ということで、消防機関がその任務を遂行するために必要とする防火水槽の整備には過疎債を充当することができるということで、この過疎債を充てているわけなのですが、消防債としてその内容がわかるように、補助金と同様の名称を起債の名称に使いまして耐震性貯水槽設置債というふうな形で、私どものほうで起債の管理をしているということでございますので、あくまでもこれは防火水槽に対する起債であるということをご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 防火水槽ということで、担当課のほうから防火水槽の容量、目的、場所等々につきましては、2,500万円の内訳も既に執行中ということでお聞きをしたところでございます。

私がここで改めて聞きたいのは、標茶町の地域防災計画の中で、貯水槽の点はちょっとこちらに置きますが、防火水槽とか消火栓、その辺についての改修計画を積極的に進めると、強化を進めるということをうたっております。これは、標茶町の地域防災計画というのは、上部団体に提出するためにつくられたいわゆる長期的な計画だと思っておりますが、この防災体制、それから防災計画、この辺について、これは分野別構想でうたっておりますが、この中で、改めて、防火水槽が今回執行で施工中であると、60トンのクラスであると、そういう面におきましては、今後の対応として、ここでうたわれているのは、分野別構想の中では、防災井戸の場所、その周知を図るとかいろいろ書かれておりますが、防災井戸、これは防災マップ等々に添付されていたのを記憶しておりますが、この防火水槽のあり方について、今後のどういうふうな考えで進めていくか、これはふやす箇所等々含めて、標茶町には防火水槽のどういう点が必要であるのか、そういう点についてちょっと計画にのっとった形で改めてお聞きしたいと思っております。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今ご指摘いただきました地域防災計画の中では、防災井戸について規定をしております。それで、防火水槽との絡みなのですけれども、防火水槽については消防のほうで計画的な整備をされているというふうな理解しております。ちなみに、今回の予算措置で含めさせていただいております防火水槽については、例えば60立米という部分については、大規模災害に備えて、その程度の施設が必要だという判断のもとに設置をするという、そういう説明を受けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 済みません。防災井戸について不足の部分の説明をさせてもらいます。

防災計画上、現在、防災井戸については7カ所整備をしております。その中で、それぞれ水量あるいは所在地等を定めておまして、緊急時の必要最低限の町民に提供する飲み水を確保するためということで位置づけをされております。こちらにつきましては、毎年1回、飲用水準を満たしているかどうかの定期的な検査も行いながら、万が一のときに町民にきちんとした水を提供できる体制を整えているところであります。こちらについては、防災井戸につきましては、毎年の検査の中で水質の変移等を見ながら更新等の計画を立てるということで、今、進めているところであります。今現在、先ほど申し上げた7カ所の井戸については何とかクリアしているというところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 私、今ご答弁の中で、防火水槽については消防のほうにお任せしていると、町のほうでは、お任せという言い方が不適切であれば訂正しますけれども、やっぱり町にとって必要であるべきもの、今回の計画の中で、防災計画の中できちっと位置づけして、どのぐらいの量的なものを設置するとか、そういったものを町が主導になってやって、それを消防のほうで、消防のほうで消防法で管理面とかいろいろありますから、そういう点では町の主導でやるべきことではないのかと、私はそう思っていたのですが、では消防のほうで設計まで全部やっていただくということなのですか。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

防火水槽につきましては、委員ご指摘のとおり、消防法の範疇であるというような理解でございました。消防の部分に関して申し上げますと、一部事務組合という位置づけの中で、本来、地方自治体である町が実施すべきものを一部事務組合にお任せをするという形の中で運営されているというような理解でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 何回もお聞きいたしますが、ここに来て、たまたまこの9月の補正でこういう聞き方をするのは、前回のまさに北海道胆振東部地震に伴って、この消防法、水のありがたさ、水防というのですか、消防法にのっとった防火水槽、私は貯水槽もいずればという時期が来るのではないかと。標茶町は本当に水が豊かで、いつでも飲める、いつでも飲用できるという、この豊かさが逆に油断にならないようにしなければならない。そういう意味では、貯水槽もやがて検討していかなければならない。たまたま防火水槽というのは防火のために、今回60トンの規模といいますか、構造内容でそれをやっていくのだと。しかし、今後、やはり消防体制の中でやる防火水槽、これは大事なことです。同時に、やっぱり住民もそちらに防火水槽がある、防火井戸がある等々、それで貯水槽についても、やっぱり考えて検討すべき時期が来るのではないかと、来ているのではないかと。というのは、国のほうでも、防火水槽と防火貯水槽は、耐震性の水槽ですね、これは2種類に分けて設置基準が設けられているわけですね。そういったものは、本町にとってはまだなじみがない貯水槽ですよ。これらの検討を踏まえて、防災計画にきちっと載せながら住民に周知していく、これが必要になってくるのではないのでしょうか。

例えば、今回におきましても、水の出ないところもございましょうし、そういったときの対応は速やかにやっていただいたので、大きな事故はないにしても、やはり心配なのは水と電気。そういうものに対する対応というのは、これは電気は当然、苫東の火力発電所が停滞していることによって、北海道は初めて未曾有の停電が2日、3日続きました。しかし、私どもの町は水はたっぷりあると、使えるという認識がありますから、そんなに心配しなかったと。しかし、農家の人では、水の心配はかなりされて、今もって困難な状況があることも聞いております。そういった面では、防火水槽と同時に、いわゆる飲み水、飲料の水槽ということも検討に資すべきではないかと思うのですが、その辺、考え方を少しお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから将来的な考えを。

いずれにしても、災害に対して、想定外は想定できないわけでありまして。だから、どこまで想定をして、どこまで整備していく、用意していくかということがやっぱり一番問題ではないのかなと思っています。今日的な状況の中で、災害事象も複雑多様化しておりますし、だんだん非常にその頻度も高まっているというのも事実だと思っております。これまではそういった形で対応させていただいていたということでございまして、今後につきましては、委員ご指摘の点も十分踏まえまして、消防に関して言うと、鶴居さん、弟子屈さんと

3町で事務組合をしておりますので、そういった中で、町民が、地域の住民が安心して暮らすために、どういった方法がいいのか等々については、早急に話し合いといたしますか、協議を始めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 鶴居さんと弟子屈さんと標茶で組合ですから、副組合長である立場でそういう答弁をいただきましたし、また、町長としてもやはり住民のために、想定外、もちろん私どもは何がどう起こるかはまさに想定できないことが想定外なのでしょうから、それはどう備えていくべきか、備えあれば憂いなしと。しかし、どう備えてどうなのだと。しかし、水と電気さえあれば何とかという気持ちは、今回つくづく感じたのは私だけではないと思いますが、町長これ答えを先ほどいただきましたけれども、この三、四年もうずっと災害の話が多いです。そして、冬場には停電、豪雪帯。まさに北海道も台風が来る時代になってきたし、安閑としてはいられない時代。さらにまた、これから秋を迎え冬を迎えた中で、今度は雪害等も心配になりましょう。そういった面に対しては、常に職員の皆さんも一丸となって横断的に対応できるようお願いしたいと思いますが、町長、最後に、そういう災害に対する強い意志をどう伝えていくかを、気持ちを聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えします。

行政報告の中でも少しだけ触れさせていただきましたけれども、先ほどお答えしましたように、想定外というのは想定できないわけです。だから、どこまで想定するかということが一番大事なわけで、それはソフト、ハード面を含めてそういうことだと思います。

今回の大規模停電は、正直申し上げて、大半は想定をし得なかったということは事実であります。ただ、一部職員はそういうことを想定して対応したというのは事実で、それで標茶町が非常に早く立ち上がったということがあります。今回も、ライフラインをどうやって確保するのかという中で、限られた、電気が非常に大事だということは私どもも理解をしておりますけれども、一番大事なものは水だというぐあいに私ども考えまして、やはり水の確保のために発電機を優先的に回したというのは事実でございます。そのために、限られた中であって、ほかのところには十分ではなかったと。これは反省をしなければいけないし、今後どうやって対応していくかということはあるかと思えます。

ただ、いずれにいたしましても、昨日申し上げましたように、電気に頼っているものに関して言うと、その電源が消失した場合にどう対応していくのかというのは、これは優先

順位が当然あるかと思えますけれども、やはり全てを対応するという事は、これは不可能だと思えますので、優先順位をつけて、やはり住民の生活、暮らしと、できれば産業も守りたいという中で、こういった対応ができるか等々については、今回の教訓も踏まえまして、早急に庁内でも検討を開始してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） しょせん我々は自然にかなわない、自然に逆らうなど、町長も執行方針で3回、4回同じような、それだけ災害が常に身近に来ていることは肝に銘じなければならぬと思っているところでもあります。

終わります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、中山間事業の周知徹底について質問いたします。

まず、この中山間事業の周知徹底について、うまく末端まで連絡、周知が徹底されていなかったという事実はありましたか。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

今、委員ご質問の末端までというのは、ちょっとどこまでが末端かというのがありますので、よく存じ上げませんが、農林課といたしましては、とりあえず中山間が始まる時点で農業者さんに対しては農協等を通して、こういう事業が始まりますという説明はしていると思えます。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 農林課としては、農協にそういう事業がありますという説明。中山間の事務局にですか。その辺。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 中山間事業が新たに制度が始まりますというか、そういう制度の周知を図ったということで、まだそのときは事務局ができていなかった、当初は、一番最初、事業が始まる時にはまだできていなかったのもので、その事業が始まりますという周知の関係でございます。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 僕も、具体的にそういうこの事業を、他の方から農地を取得して、農地を取得する前、その前任者の人がその中山間事業を利用していたのですけれども、名

義、地権が変わって、その人に農地が渡った後、そういう事業がこの農地にも権利があるのだという情報が伝わらなかったということなのですから、それは、その人にこういう制度もありますよと伝える責任といたしますか、そういう仕事はどこが担うのでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 個々の対応については、うちのほうでは、農協のほうに事務局がありますので、事務局のほうで広報すべきものもあるだろうし、役場としてやるものもあると思うのですが、今おっしゃられたケースについては、たまたま過去に中山間に入っていなかった方が例えば土地を売却した場合、そういう履歴が中山間に入っていない方が土地を買収した場合、そういう中山間制度があるというのがわからないものですから、そういう意味では、制度自体を知らないで土地を買ってしまったというケースがあるかと思えます。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） だから、制度を知らないで買ってしまった場合は、そのままずっとどこからもこういう制度がありますよという情報は入らないのですか。

○委員長（熊谷善行君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私からというのは、これは私、中山間の直接支払制度がスタートしたときの担当課長でありましたので、過去のことは引き継がれているはずですが、詳細といたしますか、経緯等々については、担当課長のほうで聞いていない部分があるかと思えます。

基本的なお話を申し上げますと、中山間直接支払いの協議会というのが、標茶町の場合、1つであります。それは、農家の皆さん方で協議をされて組織されている協議会です。平成11年にスタートした事業でありますので、もうほぼ20年ぐらいたっていて、当然、世代交代等々も進まれているのではないかなど。そこは、ちょっとご容赦をいただきたい。

ということで、私どもとしては、中山間の直接支払制度の実績等々については、年に2回でしたか、広報でお知らせをしておりますし、農協さんの中にある事務局で、協議会の中で事務員を雇用して実施をしている。事業の実施に当たっては、地域の協議会と、それから農協さんと十分協議をされてやられているというぐあいに私どもは理解をしております。町は、本来的に言いますと、その協議会から上がってきた事業に対してチェックするというのが本来業務、そういうことになっています。

当初、これは協議会をどこに置くか、事務局をどこが持つかということで、農協さんといろいろお話があったのですけれども、制度の仕組み上、町に事務局があるということは、町で事務局を持って監査するというわけにはいきませんので、それで農協さんのほうにと

いうことで、例えば他町の農協さんの中では、この事業を積極的に取り入れて、そして有効に活用してきたと、そういった実績もあろうかと思えます。

標茶町の場合、ほかの町村と違うのは、この目的が、耕作放棄地を出さないということが目的であります。ということは、いわゆる耕作放棄地が出そうな場合の情報をみんなで対応すると。そのためには、町全体で協議会をつくったほうがいいのではないかと、私が当時の担当でしたけれども、そういう農家さんとの話し合いの中で、1つの町で1つの協議会しかないというのは、多分、標茶しかないのではないかなど。ただ、そのかわり事業費が4億円ぐらいという、非常に大きく目立った形になりますけれども、そういった形でスタートしてきました。ただ、だんだん国のほうから要件とか厳しくなってきました、きちっと管理をしなければ、たしか今、肥培管理をしていないと対象にしないとこういう形になるかと思えますけれども、そういった事業の少しずつの見直しがされてきているのは事実であります。

そういうぐあいに言いましたように、町としては、その協議会と緊密に、農協さんと連携をとりながら、この制度の有効活用を図っていくということは非常に重要だと思いますけれども、今言ったようなケースの中で、責任がどこにということになったときに、それは、ちょっと私どもとしては、どなたにという形には、例えば売却した方がそれを買った方に伝えなければいけないとか、そういうものではない、ただ、こういう制度があって有効にという、そういう情報等はこれはみんなで共有しているはずですので。ぜひそういった意味で、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 僕の知り得る情報としては、こういう問題が発生して、中山間の事務局とその事務局の方、町も入って、地域会の担当の方と話をし、以前の、今まで何年間もさかのぼった対応はできないけれども、周知をできなかった部分については、こんな言い方はあれですけど、やっぱり地元の担当が皆さんに案内していないのだなというぐあいに答えたというのですけれども、そうすると、その地元の人、誰かはやっぱり責任持って伝えないと、いつの間にか年数がたっているので、順送り順送りで、そういう意味では、まだまだこういう土地があるということは考えられるのではないかと思うのですけれども。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

先ほど町長もちょっと答弁したのですが、協議会というのがありまして、その協議会には地域の代表者さんもいるわけでありまして。その地域の代表者さんですとか、そういう地

域の協議会の中で、そういうのを伝えられるべきではないのかなというふうに考えてはいるのです。

町が先ほど言ったという部分につきましては、今まで過去にさかのぼってというのはちょっと難しいので、今後、来年度になるかと思いますが、それに参加することは可能ではないのかなという話をしたと思います。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そういうことで、私が言いたいのは、そういう地域の責任ある方にも、ちゃんとこういう制度があるよということをしっかり伝わるような体制をとっていただきたいということでもあります。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

先ほどちょっと私、言い方がまずかったかもしれませんが、広報しべちゃに中山間事業の実績を一応載せて、こういう事業をやっておりますというPRはさせていただいております。もし、今後そういうのが足りなければ、別な方法を考えておりますが。今、農業委員会のほうで、皆さん土地を売買される場合、3条とか、利用集積されると思うのですが、その際、3条の場合につきましては、許可証を農業委員会にとりに来ることとなりますので、そこに中山間のPRというか、制度の中身について、詳しいことは書けないのですが、協議会の事務局が農協にありますというようなPRをしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから、くどいかもしれませんが、これはぜひご理解をいただきたい。強制ではないのです。こういうことをやればこういう交付金がもらえるということでありまして、それを、例えば制度のスタートであるとか、そういったとき、大きく例えば要綱類が変わったときなんかは、それはやはり協議会、農協さんと一緒になって町は積極的にやらなければならないというぐあいに考えておりますけれども、通常の場合は、これは協議会の中でその情報が共有されたほうが私はいいのではないかと。町としては、それは当然、できるだけ土地の所有者の皆さん方にこの制度が有効に使えるように、ともに進めていくということはあろうかと思いますし、先ほど農業委員会等々で、そういった機会があれば当然そういった努力はしますけれども、基本的には、これは実際には、受益を受ける農業者、農地の所有者、農地の利用者になろうかと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君）　そういう意味では、このような案件で、実際に地権者が苦情を申し立てるようなことのないような対応を今後していただきたいというぐあいに思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（熊谷善行君）　ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君）（発言席）　実は、総括、予想もしない質問になってしまって申しわけございません。先ほど逐条でありましたヒグマフォーラムの関係についての関連で、もう少しお話をお聞きしたいと思います。

先ほどの町長のお答えでも、ヒグマの会というものの存在の意義というか、あり方が説明されましたけれども、課長から1つ、このヒグマの会の、これはどういう会なのかということをもっと前段お聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君）　農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君）　お答えいたします。

私もヒグマの会というのをちょっと調べたのですが、ヒグマの会の趣旨の中には、ヒグマとそれを取り巻く自然環境社会に関心を持つ市民や研究者、農業者、狩猟者ら幅広い層によって構成され、ヒグマに関する社会的な知識と理解を深め、会員による諸活動を発展させるために、人的交流や情報交換、地域における問題提起や解決への努力を推進するというふうに、会の趣旨にはうたわれております。この趣旨に基づいて活動している会だというふうに私は理解しております。

○委員長（熊谷善行君）　本多委員。

○委員（本多耕平君）　実は、同じものを何か今私も見させていただいたところで、実は、総括しようと思って、事務局のほうにヒグマの会のインターネットで調べて、私も、実は初めてこれを見させていただきました。

基本的には、このヒグマの会の趣旨というのは、一言で言えば共生ですね。いわゆる人間と熊との共生ということで一言で考えていいのでしょうか。一言です。イエス、ノーでいいです。

○委員長（熊谷善行君）　農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君）　そのとおりだと思ってございます。

○委員長（熊谷善行君）　本多委員。

○委員（本多耕平君）　と思っておりますということで、実は、町長は、自然というものを非常に深く理解し、自然を愛する人間ということで、私も十分理解していますし。いや、町長、首をかじげますが、私も自然を愛する一人です。私も、私の家族は皆、自然を愛す

るという人間で、家族でいますけれども。そこで、本町でこのヒグマの会のフォーラムを開くということは、本町からの要請なのか、それともヒグマの会のほうから標茶でフォーラムを開きたいということなのですか、どちらですか。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） ヒグマの会からの要請でございます。

○委員長（熊谷善行君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 私は、このフォーラムを否とするものでもありませんし、あるいは、この予算の40万円を否とするものではないのですけれども、しかし、予算を組んだということは、本町としてやはり実施する団体として内容は十分理解していると思うので、さらに内容を少しお聞きしたいと思います。12月ということで開催を予定しているとさっきお聞きいたしました。どうして12月にするのか、さらには、内容はどのような内容になるのか。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

12月になぜと言われましたが、とりあえず、このヒグマの会を主催するに当たって、ここに参会する講師等の先生方の日程等の関係もございまして、12月に決まったのだろうというふうに考えております。

中身につきましては、まず、ういずにおいて、ヒグマの人身被害の現状、標茶町で一昨年、昨年ですか、2度ほど痛ましい人身事故がありましたので、それについて、その防止策と課題などを提起いただけるものであれば提起していただきたいなというふうに考えておりますし、2日目につきましては、その事故のありました現地に出向いて、状況を確認したいということでございます。

○委員長（熊谷善行君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） ここで、委員長、私、個人的なことは申しませんけれども、猟友会として、先般の事故のこと、あるいはまた後ほど入ってきた、いわゆる学者の方々あるいはまた環境省の方、いろいろな方がいらっしゃいますけれども、例えば今お話しのように、12月に、そういう講演はいいかと思うのです。現場を見てどうなるのですか。例えば、これだけ熊が町内に多く出ていて、いわゆる熊の移動というのは広いわけですよ。そういう中で、私が思うに、本町が本当にヒグマのことにに関してデータを知り、いわゆる共生するために、そういうヒグマの会に協力を願ってするということであれば、私はもっと内容の濃いものを事実やっぱり検討すべきだと思うのです。この中にもあるように、ほとんどこの役員の方々は、ヒグマを愛するということで、一般住民のようにヒグマを怖がる方々で

はないですね。したがって、共存という話をしていると、共生ということになっていると思うのですが。それで、課長ご案内のように、例えば、今、鹿がこれだけふえていますね。どうしてだったと思いますか。どうしてふえましたか、この鹿は。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 鹿の数がふえたのはなぜかと言われたのですが、よく言われているのは、昔いたオオカミといますか、害獣がいなくなったというのが一つの要因ではないかなというふうに私なりに考えております。

○委員長（熊谷善行君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 皆さん笑いますけれども、例えば鹿がふえた、キツネがふえた、一例をとれば、キツネがふえたのは、本町において保健所がやった、いわゆるエキノコックスの蔓延がどのぐらいあるかということで、全町の犬を保健所がエキノコックス検査をした。したがって、私たちが考えるのは、キツネがあたのときにいきなりふえたというのはその原因だと思っていますし。鹿がふえたというのは、確かにオオカミもありますし、いつか保護しましたね、保護を。例えば、規制をしたのですよ、狩猟はいけない、あるいは雄しかとってはならない、雄も1頭しかだめだとか、いろんなそういう保護政策をやった。その結果、町長はどういうふうに思うか知らないけれども、鹿がいきなり爆発的にふえたのは、絶対に私はそれだと思っているのですよ。

ただ、そこで熊の問題ですけれども、共生、共生と言いますけれども、先ほど言ったように、確かに自然のサイクル、動物のサイクルというのは、地球上では非常にいろいろなことがあって難しいかとは思いますが、本町において、本当に共生する道が私はどうすればあるのかなということを、そこを探るには、確かにヒグマの会等々の意見を聞くことも大事でしょうけれども、しかし、現場にいる農家、特に農家ですね、郡部の人たちがヒグマと共生できるかどうかというのは、非常に疑問に思っているのですよ。

その辺、ですから行政として、役場として、このヒグマの会の考え方は、私は立派です、否定するものは何もございません。ただ、これを本町が率先していわゆる議会に予算要求して、町自身が町民がどう思うかということも検討されているのか、部局ですよ、町長は知りません、町長は自然派ですから、もうぜひということは私は理解しますけれども、担当部局として、どれだけこのヒグマフォーラムに関して理解をし、受け身でなくて能動的な計画を持ち姿勢を持っているかというのは、私は先ほどの逐条質疑でも疑問を持ちましたし、今のお答えを聞いても疑問なのですよ。

その辺、もう一度、このヒグマフォーラムに関しての、さっき言った受動態ではなくて能動的な、やっぱり自分から発信するような、フォーラムをこのようにしたいのだという

ものがありますか。あればお聞きをしたい。

○委員長（熊谷善行君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから基本的な考え方というものを、これは繰り返しになるかもしれませんが、先ほどの本多委員のエゾシカのなぜふえたかと、これは専門家の方たちでもいろいろ見解が分かれています。

私は、直接的に申し上げますと、草地だと思っています。牧草地がふえることによって、エゾシカの餌の状況が変わったわけですね。そのことで、これはハンターで実際に駆除、捕獲されている方たちはご存じだと思いますけれども、鹿の健康状態が非常によくなった、大きくなってきた。子供も毎年毎年。あとは、やっぱり自然があろうかと思っています。冬がやはりだんだんだんだん暖かくなってきた。等々の理由があろうかと思っています。いろんなやっぱり要因が多層的に重なり合ってきたと。先ほど担当課長が言いましたオオカミというの、これもやっぱり歴史的な話から言うとそうだと思います。

標茶町はエゾシカに関して言うと、これは管理計画ということで、委員が先ほどご説明になったように、一時、保護しようという中でいっていたのですけれども、そのときの分母の数字が、私どもは、もうかなり早いときから、かなりふえているのではないかと。それで、これは鹿もそうですけれども、やっぱり共生を図るためには、その駆除圧を高めて適正規模に鹿をすべきではないのかな。

当時、標茶町以外のところは、牧柵で囲っていたのです。でも、標茶町はそれをやらなかった。それはなぜかという、牧柵を囲うことによって、山の中で鹿がいれば山の木がどれだけ被害を負うのか。これになると、ほとんどもう取り返しのつかないことになる。私も、当時担当課長等々でいろんな会議に出席させていただいたときに、道の方にも国の方にも申し上げたのは、とにかく駆除圧を減らしましょうと、それで人間と産業とともに共生できる水準までということをずっと申し上げてきました。だから、そういった経過があって、標茶町では、いわゆる牧柵で囲っていないという事実がある。これは当時、私が課長時代に、山林の所有者の皆さん方とお話をしたときに、山を囲ったら大変なことになるぞというご意見は伺っていました。実際にそうですし、牧柵というのは、最初は補助事業で設置しますけれども、これ管理、維持管理しなければいけないのですね。そのときは単費になるのですよ、当時は。だから、将来的なことを考えても、それよりは鹿全体の数を減らすということのほうが。それで、私、当時から、結局一番大きな原因は、この栄養の問題であると。これでいろんな会議に出てこの話をしますと、随分非難をされましたけれども、私はやっぱりそれが非常に大きかったのではないのかなと思っています。

それで、ヒグマに戻りますけれども、これはやはり野生動物ですから、ある程度は人間

が距離を保つことによって、まあ人間の接し方によってですね。ヒグマの会の皆さん方がおっしゃっているのは、やはりごみの問題、これが人間が直接的に一番鹿を寄せている原因であると、だから、ごみの問題をきちんとすること、そういった情報をやはり皆さん方にできるだけ多くわかっていただく。

それで、このフォーラムを開いて、それでよしとしているわけではないわけで、まず、ヒグマの生態を含めていろんな情報、理解をしていただいた上で、例えば標茶町でどういった対策が可能か等々。先ほど申しましたように、やはりそれは住民の安全というのが最優先ですから、だから、そのときはどういった対応をするのか等々の情報を、私どもとしては、ヒグマの情報を一番持っている、造詣の深いヒグマの会の皆さん方とともに開きたいということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（熊谷善行君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 私は、前段で申し上げましたように、決して否とするものではないということなのです。それで、1つだけ、私は、こういう野生動物の共生か、あるいは捕獲か、あるいはまた適正にどのように管理するかという、いろんな数字的な、学術的に数字的なものがあるでしょう、そういうものは町長にお任せいたしますけれども、1つだけ、町長、鹿の駆除の管理の、さっき私言った、保護区になった、保護、標茶、北海道は保護されたと言いましたけれども、町長は標茶と言いましたけれども、全道なのです、これは標茶町だけでないのです。したがって……

（何事か言う声あり）

○委員（本多耕平君） わかっているって、さっき町長、標茶と言いましたからね。標茶だけではなくて、全道でそのような形になったから、どうしても雌をとらないで雄だけ1年1頭ですよなんていうようなことも要因であろうと。確かに町長がおっしゃるように、環境が鹿が住みやすい、あるいは食事しやすい牧草地がふえるとか、いろんなことの要素があったでしょうけれども、1つにはそういう要因だということも、ぜひ私の言葉も理解をいただきたいと思うのです。

それで、最終的には、共生かあるいは捕獲なのか、さらには適正管理をどうするかということ、これは私たち一般町民が言えることではなくて、行政レベルで出るでしょうけれども、しかし、課長、このヒグマの会、ご案内のように1979年に設立された、30年たったというふうになっていると思えます。その中で、やはり調査をし、提言をどんどんして、住民の方々とヒグマについての理解をしてもらうのだということが、この実施要項の中にあるわけですよ。

したがって、いわゆる担当部局として、もう少し内容をよく、ヒグマの会あるいはまた

ヒグマに対してのいわゆる自然とのこと、町民とのことも十分、ここは現場ですから、学者ではない、これは現場ですから、十分理解をした上で、前段言いました、やはり受け身ではなくて能動的な、ヒグマの会を利用しての本町におけるヒグマをどう考えるのだということも、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいということを申し述べて、私の意見といたします。

終わります。

○委員長（熊谷善行君） 答弁よろしいですか。

○委員（本多耕平君） いいです。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） 討論ないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号、議案第63号、議案第64号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（熊谷善行君） 以上で議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時07分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

熊 谷 善 行